

[ 平成 22 年第 3 回定例会－06 月 04 日-06 号 ]

◆ 6 番（芝田一君）（登壇）お疲れでございます。公明党の芝田でございます。本日は公明党堺市議会議員団を代表いたしまして、通告のとおり 4 項目質疑をさせていただきます。市長並びに理事者各位は明瞭に、そして誠意ある御答弁をお願いしたいと思います。

最初の項目でございますが、通告では行政評価と行財政改革についてというような通知をしておりましたが、行政評価と堺版事業仕分けについてに修正させていただきます。

それでは、4 項目について大綱質疑をさせていただきます。最初に、本市の行政評価と堺版事業仕分けについて御質問いたします。国のほうでは財団法人や社団法人などの公益法人を対象にした事業仕分け第 2 弾が先月実施されました。政府系の公益法人は約 6,600 法人あり、抽出されたのは一部の 70 法人の 82 事業でありました。今回実施した事業仕分けは、産経新聞では、政治ショーで、作業の劇場化に終始したとの批判がありました。しかし、国民にとって今回の事業仕分けが、事業の無駄の多さや天下り役員に支払われている法外な報酬等々が明らかになったことに関しては、わかりやすかったと考えます。事業仕分けはあくまでも目的ではなく手段であります。本市におきましても、我が会派は平成 14 年の大綱質疑から、市の事務事業の棚卸し、見直し、すなわち事業仕分けの必要性を指摘してきたところであります。ここ数年の本市の発展の要因は、過去の行財政改革で生み出された財源によってなされました。そして、その財源の選択と集中の視点で、重点施策に投入し、本市のまちづくりに寄与したわけであります。今般、行財政改革アクションプログラムの中で位置づけられている堺版事業仕分けの概要が示されたところであります。

そこで、伺いいたします。行政評価のこれまでの取り組みと、市としてめざしてきた行政評価に対して、現状、どこまで達成されたのかお聞きいたします。

次に、行財政改革における堺版事業仕分けの位置づけと行政評価の今後の取り組みについてお聞きいたします。また、この堺版事業仕分けの特徴は無作為で選ばれた市民 2,000 人から 160 人を選定し、7 月には研修を実施し、事業分野ごとに 20 名の市民がその事業を審査するとのことですが、市民審査員による審査結果を当局がどのように位置づけ、どう扱っていくのか、そして、今回の市民審査員にどう説明するおつもりなのかお答えください。

次に、市民協働のまちづくりについて質問させていただきます。

先般、公明党は新ビジョン、新しい福祉、教育、平和をつくる公明党、人道の先進国日本へ、山口ビジョンの中で、協働型福祉社会の重要性を発表いたしました。一般的に、協働とは 1970 年代のアメリカでまちづくりの理念として用いられたのが最初だと言われております。よりよいまちづくりをめざすため、自治体と地域住民やボランティア団体などがそれぞれの特性を生かしながら、対等の立場で協力して、ともに働こうという考えで

あります。

公明党が掲げる協働型福祉社会とは、その概念を福祉に当てはめたものです。福祉を考える視点として、自立して生活する自助と共助、地域住民の支え合い、公助、公的支援があります。この3つは例えば共助、公助が自助の足りない部分を補うなど、補完し合う関係で語られてきました。しかし、公明党の主張は自助、共助、公助の補完関係から、さらに進んで互いが対等の立場で連携した新たな社会福祉をつくり上げていこうというもので、新しい福祉社会の方向性です。少子高齢化のピークに備え、新しい福祉社会の構築を急がなければなりません。それが協働型福祉社会であると認識しております。

本市の市政運営の背景においても、多様化するニーズ、高度化に伴う公共サービスの範囲の拡大の中、行政のみで担うことは困難な状況になりつつあると考えます。そうした状況の中、本市においても、さまざまな市民協働の取り組みを進め、市長は市民とともにの政治姿勢を強調しておられます。我が会派としても市民とともに、市民の力をかり、地域力のアップを図ることが重要であるという点では、市長とその思いを共有できると考えます。

そこでお尋ねいたします。市民協働のまちづくりへの現状の認識をお示してください。また、本年度、市民とともにの姿勢を具体的にどのように取り組んでいくのかお聞かせください。そして、市民との協働を今後どのように推進していくのかお聞かせください。さらに、市民に対し、協働への意識づくりをどのように進めていくのかもお聞かせください。

次に、成年後見制度について質問させていただきます。急速な高齢化に伴い、高齢者等の人権を守るための成年後見制度の拡充は、市民ニーズの高まりとともに、今後ますます必要不可欠な施策になると考えます。高齢者や判断能力がない人が、自分らしく安心して暮らすことができるように、また、その人の人権が守られていくためにも、この成年後見制度はもっともっと市民の方々に知っていただいて、そして市民の方々が利用しやすい制度にしていくことが必要だと考えます。この成年後見制度については、我が会派から何度も質問させていただき、その都度、政令指定都市にふさわしい成年後見制度の構築を訴えてまいりました。そして、高齢化に伴い、市民ニーズに即した新たな仕組みづくりが必要だと考えます。

そこで質問ですが、本市のこの施策の現状についてお答えください。また、成年後見制度についての現在の相談窓口の体制はどのようになっているのかお答えください。そして、大阪市が実施しているような窓口を一本化した成年後見支援センターの設置が急がれるところではありますが、その点についての本市の考え方をお示してください。

最後に、小・中学校のトイレ整備について質問させていただきます。

我が会派は、従来より教育立市・堺を掲げて、さまざまな教育問題に取り組んでまいりました。そして、今、教育現場で小・中学校トイレの苦情をたくさん聞くようになりました。具体的には、トイレの5Kとして、汚い、暗い、くさい、怖い、壊れているとの苦情の声が多方面で上がっております。このトイレ整備にかかわる教育関係者は、トイレが荒

れると学校が荒れます。トイレは学校を映す鏡ですとし、老朽化したトイレが子どもたちのいじめや施設の損壊を引き起こす間接的な要因であると指摘しております。

トイレ整備に具体的に取り組んでいる事例として、北海道の釧路市があります。小中学校さわやかトイレ推進整備事業として、平成13年からスタートし、児童・生徒からトイレが明るくきれいになって、トイレを大切に使うようになったという声が上がリ、保護者からは学校で用を足すようになってよかったという反響もあり、一定の成果をおさめております。明るく清潔で気持ちよく使用できるトイレに整備することは、教育環境を整えることであり、児童・生徒の精神面にも大きな影響を与えるものだと考えております。

そこで質問ですが、現在のトイレの洋式便器も含めた設備状況と、今後のトイレの整備計画についてお答えください。以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（松本光治君） これより答弁を求めます。

◎総務局長（辻林茂君） 行政評価及び堺版事業仕分けについてお答えいたします。これまでの行政評価の取り組みでございますが、市が実施いたします施策、事業の選択と集中を図るため、平成18年度から事務事業評価を実施し、またその評価結果については、平成20年度からはホームページ上での公表を行うことで、市政の透明性の向上を図るなど、改善を進めてきたところでございます。

行政評価には、定まった方法があるわけではなく、自治体それぞれの目的や考え方によりまして、さまざまな手法が試みられているところであります。本市といたしましては、客観性と市民への説明責任を確保しつつ、限られた資源の選択と集中を目的に、成果指標等を用いて有効性、効率性、必要性を評価し、その結果を次の企画立案に生かすことで、事業の質的向上を図るための行財政改革の一手法として、これまで行政評価を行ってまいりました。

その達成度についてでございますが、限られた資源の選択と集中につきましては、平成18年度の評価結果を平成19年度予算に反映をし、廃止、休止、縮小、改善、効率化など、329事業の再編、再構築を行うなど、一定の成果を見ております。しかしながら、今後の行財政運営における環境変化に対応し、市民の皆様が将来にわたって安全・安心に暮らせるための市政運営を行うためには、より一層の行財政改革の推進が必要でありまして、その実現のためには、市民の方々の理解と協力が不可欠となってまいります。

また、客観性と市民への説明責任につきましても、評価結果のホームページへの公表は行ってまいりましたが、市民の方々の理解と信頼を得るためには、さらなる充実が必要な状況でございます。したがって、今後、行政評価をより効果的なものとするためには、行政の仕事をよりわかりやすくお示しをし、外部の視点を取り入れることなど、客観性、透明性を確保していくことが必要と考えております。

このような観点から、市民の方々の参加を得まして、これまでの事務事業評価に外部評価を取り入れ、行政だけでは気づけなかったことに気づくための仕掛けとしての堺版事業仕分け、みんなの審査会を行うことといたしました。具体的には、専門的知見等をお持ち

の検討委員と行政の間で事業の必要性、妥当性などについて議論を行う公開の場に、無作為抽出で選出された市民の方々に御参加をいただき、議論の内容等を踏まえ、各事業の方向性について評価を行っていただくものであります。

評価結果の反映についてでございますが、市民審査員の評価結果や検討委員の御意見等については、今後の事業のあり方を検討する上での貴重な御意見と受けとめまして、市として改善、改革の検討を行ってまいります。その検討結果につきましては、議会での御議論を経まして、平成23年度以降の予算等に反映をしてまいります。

なお、市民審査員の評価結果、及びその反映状況につきましては、市のホームページで公表をしてまいります。また、評価結果や検討委員の御意見等については、類似の事務事業の点検にも反映をしたいと考えております。

こうした取り組みを通じまして、一定期間内に全事務事業の総点検を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

◎市民人権局長（西正博君） 市民協働のまちづくりについてのうち、まず、市民協働のまちづくりへの認識についてお答えいたします。

堺活力再生プロジェクトにおきましても、政策を進める上で、基本姿勢の中で市民とともに協働のまち堺を実践することを位置づけており、今後、元気な堺の実現をめざし、まちづくりを加速させるためには、市民活動団体などと行政がよきパートナーシップを構築し、役割を分担しながら、ともにまちづくりを進めていくことが大変重要であると考えております。

次に、市民とともにの施策をどのように取り組んでいくのかということについてお答えいたします。市民の方々や市民活動団体の意見を聞き、意見交換を行い、提案をいただくとともに、それぞれの立場や特性を認め合い、対等なパートナーとして協力して公共サービスの提供が促進されるよう、今後ともさらなる職員意識の向上の全庁的な環境づくりに努めてまいります。

次に、市民との協働を今後どのように推進していくのかということについてお答えいたします。市民協働の推進につきましては、情報の提供、活動の場の整備、財政的支援等の市民活動の促進を図る施策を講じ、協働事業の全庁的な導入を引き続き推進いたします。また、市民参加ガイドラインなどを活用いたしまして、市民参加、市民協働に対する一層の職員の意識の醸成に努めるとともに、庁内での取り組みについての評価や情報の集積及び共有化、市民への情報提供を行い、より一層の市民参加、市民協働を推し進めてまいります。

次に、市民に対し、協働への意識づくりをどのように進めていくのかということについてお答えいたします。市民参加と協働を進めるために、職員に求められる共通認識といたしまして、市民参加・市民協働推進のための基本姿勢、企画立案段階からの市民参加の必要性の浸透を図るとともに、庁内での情報の集積や共有化、市民への情報提供を行い、各施策・事業における参加と協働などを通じ、市民への協働の意識づくりに努めてまいりま

す。以上でございます。

◎健康福祉局長（西出茂春君） 成年後見制度についてお答えをいたします。

まず、市の施策の現状についてでございますが、平成18年度から市民や福祉事業者向けに講演会を開催するとともに、平成19年度には冊子成年後見虎の巻や、リーフレット成年後見おはじめ帳を作成し、市民及び関係者等に配布をいたしております。これらの取り組みによりまして、制度の周知を図るとともに、正確な知識、情報を得ていただき、制度利用の促進に効果を上げてきたところでございます。

また、後見が必要な身寄りのない方に対しましては、申し立てを市長が当事者にかわって家庭裁判所に行く市長申し立てを行っており、費用負担ができない場合は、申し立て事務に係る経費や、後見人への報酬を市で負担しております。

次に、市の相談窓口についてでございますが、成年後見制度は法務省の所管事務であり、本市の場合は大阪家庭裁判所堺支部が後見申し立ての直接の窓口となっております。本市といたしましても、各区の地域福祉課や保健センター、地域包括支援センターで成年後見が必要かどうかわからない、申し立て方法がわからない等の相談に応じているところでございます。

続きまして、センター設置に関する市の考え方についてでございますが、平成21年3月に策定をいたしました第二次堺市地域福祉計画では、権利擁護の相談や支援活動、成年後見制度の利用促進や、後見活動への支援等に関するさまざまな取り組みを関係機関と連携して推進する、中核的なセンターの設置をめざしているところでございます。本年2月には福祉サービス事業者や相談機関等にアンケート等を実施し、現在、結果を分析しているところでございます。今後、学識経験者等をメンバーとする会議を立ち上げ、権利擁護に関する中核的なセンターの設置に向け検討を進め、年度内にはセンター機能の一定の方向性が提示できるように努めてまいります。以上でございます。

◎教育次長（原田勉君） 続きまして、小・中学校のトイレ整備についてお答えいたします。

小・中学校の施設整備につきましては、子どもたちが安心して安全な学校生活を送り、豊かな学びを支える環境を形成するものでなければならないと考えております。このことから、トイレにつきましても、重要な学校施設の一部として認識し、整備に取り組んでいるところでございます。現在、トイレの設備状況でございますが、小・中学校の校舎棟にあるトイレは、1,061カ所でございますが、そのうち約6割にあたる約600カ所には1基または2基の洋式便器を設置しております。現在、トイレの整備にあたっては、耐震化工事等に合わせて行っておりますが、緊急性の高いものにつきましては、当然その都度、修繕等により対応をしております。

今後のトイレ整備計画につきましては、最重点課題である学校施設の耐震化工事のスケジュールや老朽化した外壁等の整備状況を見据えながら、遅くとも平成24年度までには中長期的な計画として固めてまいりたいと考えております。なお、実施にあたりましては、

子どもたちが清潔で安心して気持ちよく使用できるような良好な場所となるよう、予算の効率化、効果的な運用を図りながら、ユニバーサルデザインも取り入れ、取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

◆6番（芝田一君） 議長。

○議長（松本光治君） 6番芝田一議員。

◆6番（芝田一君） 御答弁ありがとうございます。行政評価と堺版事業仕分けについての2回目の質問をいたします。堺市がめざしてきた行政評価の達成についての答弁が不十分であります。つまり、平成18年度の評価結果を、平成19年度予算に反映、329事業を再編、再構築されたとのこと。平成20年度以降はどうなのでしょう。我々は以前から事業仕分けを実施することを要望したわけであり、今回の堺版事業仕分けを全面的に否定するものではありません。ただ、堺版事業仕分けを行うことで、今まで本市が進めてきた行政評価の達成度の確認もせず、堺版事業仕分けで事足りると安易にシフトすることに疑問を抱くわけがあります。あくまでも、事業仕分けは行政評価の一部の手法であります。これまで行ってきた行政評価に何が不足し、そのことがどう影響しているのか、その上で、今回の事業仕分けをどう位置づけるのか、明確にする必要があるのではないのでしょうか。その意味で、再度、本市のめざす行政評価の現時点での達成度をお聞きいたします。

さらに、今回の堺版事業仕分けの特徴は、市民の方々に参加してもらい、審査も行っていただくとのこと。その結果を再び市民や議会に諮るとの仕組みがとられており、屋上屋を架すことにならないかと思われ。また、参加される市民は1日のみの研修だとも聞いております。そこで次のような疑問が出てきます。

1つ、専門的な検討委員のやりとりを聞いて、果たして審査が可能なのか。2つ、市民委員が出された審査結果に対する責任性を当局はどう考えるのか、それはすべての市民の意見だととらえるのでしょうか。3つ、責任性があいまいであれば、それは単なる意見聴取という位置づけになるといったこと。このことについて、当局の見解をお伺いいたします。

次に、市民協働のまちづくりについてありますが、今後さらに市民協働を一層加速させ、地域力を高め、区域の特色を生かした魅力あるまちづくりを積極的に進めていくことが望まれるところであります。行政の役割は、住民が希望を持って生き生き暮らせるための舞台づくりであるとも言われております。そのためにも、事業の推進側である職員の意識転換と行政内部での情報の共有化の徹底をお願いいたします。そして、市民と行政の役割分担を明確にして、市民参加、協働を推進していただくこともお願いいたします。

さらに以下4点の要望を申し上げます。

1つ、実践にあたっては、プラン・ドウ・チェック・アクションの進行管理の徹底を行うよう要望いたします。

1つ、推進にあたり、市民に対する協働への意識づくりが重要なことから、協働への意

識づくりに必要な情報の提供や啓発にも積極的に取り組んでいただけるよう要望いたします。

1つ、市民に対する協働への意識づくりは、職員の意識改革こそ肝要であると考えます。縦割り行政の弊害が妨げにならないように、全庁を挙げて情報の共有化を図り、総合的な視点で着実に進めていただくことを要望いたします。

最後に、今後の市政運営にあたっては、真に市民が本当に望んでいることは何なのかという市民の視点で徹底的に行政サービスの内容を洗い直したり、市民に一番近い区役所の機能を一層強化するなどを要望いたします。

次に、成年後見制度について御答弁いただきました。この成年後見制度は言うまでもなく、権利擁護にかかわる制度であり、運用は慎重に扱わなければなりません、一方では、この制度の内容をよく理解してもらうための継続的な広報活動も重要だと考えます。今後もきめ細やかな広報活動の拡充を要望いたします。

そして、相談窓口については、昨日、我が会派の小西議員の質問でも触れさせていただきました。相談窓口という市民との接点が複数あるということは、一見、便利のように思いますが、市民にとっては、どこに行けばよいのか迷ってしまう。逆に利便性が損なわれていくように思えてなりません。そういう意味からも、大阪市のように窓口をわかりやすく一本化する成年後見支援センターの設置は喫緊の課題であると思います。当局からは年度内に一定の方向性を提示するとの御答弁がありましたが、一日も早く設置できるよう要望いたします。人権擁護都市宣言をした本市の成年後見制度が、日本で誇れる制度構築ができるよう要望して、この質問を終わります。

次に、小・中学校のトイレ整備についてですが、当局からはこのトイレ整備について、豊かな学びを支える環境を形成するものであるとし、遅くとも平成24年度までには中長期計画を固めていくとの御答弁をいただきました。まずは、教育現場及び児童・生徒、保護者のニーズを踏まえながら、きめ細やかな計画を平成24年といわず、早期につくり、この整備事業を進めていただきますよう要望いたします。

トイレは学校を映す鏡ですから、汚い、暗い、くさい、怖い、壊れているという5Kのトイレから、きれい、明るい、快適なトイレへと整備を進めていけば、児童・生徒の精神面の向上もさることながら、学校全体も明るい方向へ進んでいくと考えます。教育立市・堺を掲げる我が会派として、児童・生徒のために快適なトイレへと整備することは、教育環境を整える点から考えても、とてもとても重要な事業だと認識しております。また、体育館のトイレについても、災害等による避難場所でもあり、校舎のトイレとあわせて整備していただきますよう要望いたします。

◎総務局長（辻林茂君） 行政評価の達成度についての御質問がございました。先ほども御答弁申し上げましたが、昨今の厳しい社会経済状況のもとで、限られた資源を有効に使って、効率的な行政運営を進めるということが、非常に求められている中、これには市民の方々の理解と協力が不可欠であるという認識に立っております。これまでの事務事業評

価については、行政内部で一定評価をしつつ、先ほど申しましたように、事務事業の再編・再構築という形で反映してまいりました。今回は、堺版事業仕分けということで、市民の方々に参画いただき、そうしまして、市民の方々に生の声を反映をいただいて、そして、それぞれの事務事業について、一定の評価をいただく。これまでの行政内部だけの評価ではなく、市民の方々にも参画をいただいた一定の事務事業評価を進めてまいりたいと、そういうことによって、客観性を確保していきたいというふうに考えております。あわせて、評価結果については、積極的に広報いたしまして、透明性の確保についても進めてまいりたいと、このように考えております。

それから、もう1点の、市民の方々の審査員のことにつきましてですが、市民審査員に関しては、事前研修会を実施をいたしまして、今回行いますみんなの審査会の意義や目的、それから本市の財政状況やそれぞれ御担当いただく対象事業の内容につきまして、わかりやすく御説明をするとともに、審査会当日にも事前に事業の概要を再度御説明をさせていただいて、十分御理解いただけるように努めてまいりたいと、このように考えております。

審査結果についてでございますが、審査員であります市民の方々の役割、また期待するものとしましては、検討委員と行政との議論を踏まえ、対象事業の今後のあり方について、率直な評価をいただくこと、こういうことになろうかと思えます。

なお、評価結果につきましては、これまでの行政内部における評価と、市民の方々の評価にギャップがあるのかないのかも含めまして、本市において事業の改善、改革の検討に生かしてまいりたいと考えております。こういった、申し上げたような取り組みを通じまして、市政への市民参加の推進をより図ってまいりたいと、このように考えております。以上でございます。

◆6番（芝田一君） 議長。

○議長（松本光治君） 6番芝田一議員。

◆6番（芝田一君） 2回目の御答弁をいただきました。行政評価は全事務事業の棚卸しを行い、精査・評価する大変重要な仕事を担い、予算にも連動させ、本市の市政運営に必要かつ重大な中心軸であると考えます。しかし、すぐにできるものではなく、時間と労力がかかり、積み上げていかなければなりません。我が会派も以前より指摘もし、推進もしてきた経緯があります。

ここで行政評価業務棚卸しについて述べさせていただいた大綱質疑を御紹介させていただきます。年代は古いですが、平成7年の大綱質疑で我が会派の吉川議員より、抽出いたしますが、正確な行政評価、行政コスト評価は業務の棚卸しができていなければ実現できないと考えます。現状の施策や事務事業のコストが正確に把握できなければ、改革の数値目標の根拠があいまいになるとの議論をさせていただきまして、当局も認識を同一にしたところでございます。その行政評価の進捗ぐあい、達成度をきっちり確認することは、当然重要であると考えます。それについて、きっちり述べられないことは、非常に残念であります。早い時期に本市がめざすべき行政評価の現時点での達成度、もしくは位置づ



け等をお示ししていただくよう要望いたします。

次に、市民審査員についての答弁も不十分であると感じます。堺版事業仕分けについて、なぜこのような形で市民から無作為抽出した方々に評価を求めることができるのか。それは言いかえれば、そこで出た結果を責任ある市民の総意と受け取ることができない、実にあいまいなものであると言わざるを得ない問題であると感じるわけであります。これが、例えば当局が取り組んでいる事業などを説明し、あるいは検討委員が出した意見に対して、市民の皆様から無作為抽出した方々から意見を聴取するというのであれば、それはいろいろな市民の意見を聞くことは悪いことではありませんから、どんどん聞いてくださいとなるわけであります。あくまでも意見聴取であることを当初は市民の判定といい、次には市民の審査といい、今回の答弁では市民の評価とおっしゃっているわけでございます。このような状態で、果たして堺版事業仕分けを行っても、市民の一部の方々の意見を聞いただけに終わり、600万円もの予算をかけて意味あるものになるのか、いまだ疑問は払拭できないわけであります。

最後になりますが、市長にお尋ねをいたしますが、二元代表制の地方自治において、市民を代表する意見が申し上げられる堺市議会が、今回のような事業仕分けを行うと提案させていただいた場合、市長はそこに係る予算をお認めいただけるのかどうかお答えいただきたいと思っております。

以上をもって私の質問を終わります。

◎市長（竹山修身君） 突然のお尋ねでございますので、まだまとまっておりませんが、議会のほうから事業仕分けの提案をされるということでございますね。議会と我々、行政と執行部とは、やはり二元代表制ということで、若干機能は違うと思っております。監視機能が議会はやはり中心だと思っております。ただ、おっしゃるように、議会の機能として、政策立案機能をこれから持っていくべきだというふうな議論は当然ありまして、そういう流れになっているというのを私も理解しております。その中で、議会の皆さんが事前に仕分けして、そして、議案として私どもがそれを参考にするということはあり得るかもわかりませんが、もうちょっとその制度スキームは議論すべきではないかというふうに思っております。政策形成にどれだけかんでいくかどうかという問題については、やはり監視機能を主にする議会の機能としていいかどうか、もうちょっと議論させていただきたいというふうに思っております。

経費につきましては、それを行うかどうかという到達点にそれがあると思っておりますので、そのための調査研究をお互いにやるというのであれば、それはもちろんできると思っております。